

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4307
22年12月9日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

過労自死裁判を 全面的に支援していきます

おはようございます。

ゆうパック繁忙中ですが、特に遅配などの問題もなく、順調に推移しているようですが、社員の皆さんはどう感じていますか？

新型コロナウイルスが第8波に入り、感染者が増加傾向にあります。職場で感染が広がると要員不足に陥る可能性もあります。引き続き感染予防に心がけると共に、体調を崩さないように気をつけましょう。

12月5日、6日、長崎地裁で「協和商工過労自死裁判」の口頭弁論が開かれました。

この裁判は男性(当時25歳)が自殺したのは長時間労働が原因であるとして、遺族が勤務先であった佐世保市の食品卸売会社「協和商工」に損害賠償などを求めている裁判です。

口頭弁論で遺族は、男性が友人に「仕事に殺される」などとラインしていたと証言しました。一方、会社側は男性が金銭トラブルを抱えるなどの業務外の要因があったと反論しています。

被告の会社は、長時間労働が常態化していたことを否定し、自殺の原因が業務にあることについて全面的に争う姿勢を示したうえで、労災認定は会社側の過失責任を認めるものではないと主張し、請求棄却を求めています。



また先月11月30日には、厚生労働省主催の「過労死防止について考える」シンポジウムが長崎市で開かれ、約60人が参加しました。シンポジウムでは、この裁判の原告である遺族が体験を語り「若者が長時間労働で命を絶つことがない社会になってほしい」と訴えました。

長崎新聞の記事によれば、男性は2014年から食品卸売会社「協和商工」に勤務。営業活動や積み込みなどに従事していましたが、長時間労働と売り上げのノルマに追われ血便や不眠に苦しめられるようになりました。



優先する企業が過労死を生む。企業が真剣に勤務環境の整備に取り組むことで、防ぐことができる」と訴えました。(長崎新聞記事より引用)

異動により生じる業務の不適用などが挙げられます。郵政の職場でも「さいたま新都心郵便局自死事件」が労災認定され、裁判では和解も成立しました。我々の職場でも過労死は他人事ではないのです。

同居する母親は弁当を持たせていましたが、入社から1カ月後に男性から「食べる時間がないから、もう作らなくていいよ」と告げられました。入社から3年後の2017年3月末に自殺。遺書には「もうゆっくり休みたいです。お母さん、最後まで親孝行できなくてごめんね。こんなばかり息子で本当にごめんね」などの言葉と共に職場環境改善の願いも書かれていたと言います。

佐世保労働基準監督署は、男性の自殺が「過労死ライン」(月80時間)を大幅に超える月165時間30分の時間外労働を強いられるなど、極度の長時間労働で精神疾患を発症していたとして、19年3月に労災認定しています。

職場の声

人間ドッグの申し込みが今日までとなっていてます。人間ドッグは郵政共済組合が受診費用を一部助成します。10月1日より非正規社員は協会けんぽから日本郵政共済組合へ移行したことにより人間ドッグの受診が可能となりました。

只、正社員は受診が勤務扱いに対し、期間雇用社員等は対象外となっています。こんなところにも正社員との格差を生み出す会社の非正規差別に抗議します。



過労死の要因としては、長時間労働だけでなく、不規則な勤務、人員に見合わない業務量、無理な

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

ゆびが、均等待遇、なにか差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

